

# 「第2期鹿児島県文化芸術推進基本計画（素案）」に対する御意見の概要及び御意見に対する県の考え方について

- 1 募集期間 令和7年12月17日（水）～令和8年1月16日（金）
- 2 意見の件数 61件（20名）
- 3 御意見の概要と県の考え方

No	該当頁・箇所	御意見の概要	県の考え方
1	4 (1)国の動き ③学校部活動	部活動の地域展開（地域クラブ活動）については、謝金や施設利用料の減免に加え、指導法や安全管理に対する研修機会の提供についても計画に明言すべきである。	「第5章2(1)⑤子どもや子育て中の保護者の文化芸術活動の促進」において、「将来にわたって生徒が継続的に文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を図るため、部活動の地域展開（学校部活動から地域クラブ活動へ）に向けた取組を支援する」こととしております。 令和7年12月に国において「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が策定されました。 現在、県としては、国のガイドラインを踏まえ、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する方針を検討しております。 御意見については、本計画に基づく今後の施策の展開に際し、参考にさせていただきます。
2	5 (1)国の動き ④文化芸術推進基本計画（第2期）の策定	「文化芸術立国」ではなく、文化の力で新たな社会的・経済的価値を生み出そうという創造段階へ進化した姿を指す「創造文化芸術立国」に変更すべきではないか。	御指摘の箇所は、国の動きとして、国の文化芸術推進基本計画（第2期）についてまとめたものです。同計画の前文において、「文化芸術が有する本質的価値と社会的・経済的価値を創出し、引き続き「文化芸術立国」の実現を目指すことが不可欠である」とされています。
3	9・10・11 1 第1期計画における基本方針ごとの施策の取組状況 ○黎明館常設展示運営事業／黎明館企画展示運営事業 ○青少年のための芸術鑑賞事業 ○文化の薫り高いかごしま形成事業	青少年のための芸術鑑賞事業や文化の薫り高いかごしま形成事業などの文化芸術支援事業について、美術分野への支援が少ないと感じるが、これに対する検証と考察を明確化し、改善点を示すべきではないか。 また、黎明館においては、展示を通じた文化の保護と継承を強化する必要があると思われることから、第三者機関の設立を切に望む。	「青少年のための芸術鑑賞事業」については、青少年に対し、優れた舞台芸術鑑賞の機会を提供することを目的として実施しており、小・中学校、特別支援学校等へ文化芸術団体の派遣を行っております。 「文化の薫り高いかごしま形成事業」については、音楽、演劇、舞踊、美術、伝統芸能など文化芸術活動全般を対象に、広く募集を行っております。審査については、選考委員会において審査基準に基づき公平に実施しております。 歴史・美術センター黎明館は、展示及び資料の収集について学術的意見を聞くため、黎明館専門委員を設置しており、歴史、民俗、考古、美術・工芸等の専門的知識を有する方々から、幅広く意見を伺っております。 また、令和7年3月に博物館法による登録博物館として登録を受けたことを踏まえ、同法第23条に基づき学識経験者等から構成され、博物館の運営に関し意見を述べる機関である博物館協議会の設置について検討しております。
4	16 1 第1期計画における基本方針ごとの施策の取組状況 ○文化芸術情報発信サイト構築事業	令和8年3月末公開予定の文化芸術情報発信サイトについては、多言語化対応をしてほしい。	文化芸術情報発信サイトについては、ブラウザの翻訳機能で英語などへの翻訳が可能です。文化芸術関係者や利用者等の御意見を伺いながら、多くの方々に御利用いただけるよう運用してまいります。

No	該当頁・箇所	御意見の概要	県の考え方
5	17 2 県民の文化芸術活動の状況（アンケート調査結果） (1)一般県民等の状況	<p>一般県民等へのアンケート結果から、「1年間に、自宅以外で文化芸術を直接鑑賞した人、作品を創作したり習い事をするなど文化芸術に関わる活動をしたことがある人」の割合が高いにも関わらず、「地域での文化的環境に満足、どちらかといえば満足」の割合が全国平均を下回ったのは、大きな需要があるにも関わらず環境が伴っていないと県民が感じていることが予想される。</p> <p>県内全体の広義創造分野も含めた美術芸術の拠点として、県立美術館の設立を強く要望する。</p>	<p>県においては、これまで、歴史・美術センター黎明館において、郷土出身の画家の作品をはじめ、美術工芸品の収集・展示を行うとともに、霧島アートの森や田中一村記念美術館を整備しております。</p> <p>県内には、公立美術館が県立の2館を含め5館、私立の美術館が9館あり、それぞれ特色のある展示を行っております。</p> <p>美術館については、その果たすべき役割や持つべき機能について検討しながら、既存施設における魅力的な企画や展示内容の充実等を図り、県民の鑑賞機会の充実や観光資源としての魅力向上に努めてまいりたいと考えております。</p>
6	24 4 取り組むべき課題 【基本方針1】関係文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実	<p>一般県民等へのアンケートにおいて、地域での文化的な環境への満足度は県在住外国人よりも一般県民は低いことから、基本方針1の課題はまず「文化施設的环境整備」にすべきではないか。</p>	<p>本項目は、各基本方針ごとに、文化芸術を取り巻く現状やこれまでの施策の実施状況、アンケート結果等を踏まえ、今後の取組を検討する上での主な課題を整理したものです。</p>
7	24 4 取り組むべき課題 課題②文化施設的环境整備	<p>県内若手アーティストの展覧会を美術館等の公共文化施設が主体的に実施してほしい。</p>	<p>「第5章2(1)①文化芸術の創造活動の促進」において、「文化芸術を担うアーティストが地元で活躍できるよう、文化施設や企業等と連携しながら、活動の場の提供や各種助成制度の情報発信に努める」こととしております。</p> <p>なお、霧島アートの森では、これまで「霧島ロビープロジェクト」としてアジア作家や鹿児島県ゆかりの作家などを招聘し、アーティストが地域に一定期間滞在し公開制作や地域住民との交流を図るレジデンス事業や展示・ワークショップ等を行っております。</p> <p>今後とも、若手アーティスト等の発表機会の充実に取り組んでまいります。</p>
8	24 4 取り組むべき課題 課題③文化芸術団体の支援	<p>文化芸術団体へのアンケートにおいて、行政が取り組むべきこととして、「アーティスト・文化芸術団体の活動支援の割合が最も高かった」とあることから、「課題③文化芸術団体の支援」を「課題③個人及び文化芸術団体への支援」にしたらどうか。</p>	<p>御指摘の箇所は、文化芸術団体へのアンケート結果を踏まえた主な課題を記載しております。</p> <p>なお、アーティストへの支援についても、「第5章2(1)①文化芸術の創造活動の促進」において、「文化芸術を担うアーティストが地元で活躍できるよう、文化施設や企業等と連携しながら、活動の場の提供や各種助成制度の情報発信に努める」こととしております。</p>
9	24 4 取り組むべき課題 課題③文化芸術団体の支援	<p>文化芸術団体への支援だけではなく、個人を対象とした助成制度の拡大や、発表の場の提供など多様な支援の在り方について検討してほしい。</p>	<p>「第5章2(1)①文化芸術の創造活動の促進」において、「文化芸術を担うアーティストが地元で活躍できるよう、文化施設や企業等と連携しながら、活動の場の提供や各種助成制度の情報発信に努める」こととしております。</p> <p>これまで、県においては、国内外での活躍を目指す若者が、コンテストや講習会への参加等により自身の技術向上を図る取組に対する支援を実施しております。</p> <p>また、(公財)鹿児島県文化振興財団においては、本県ゆかりの若手芸術家をアーティストバンクに登録し、コンクールや講習会等への参加費用の一部助成や財団施設の練習室の無料利用などを通じて、芸術・文化活動の支援を行っております。</p>

No	該当頁・箇所		御意見の概要	県の考え方
10	25	4 取り組むべき課題 【基本方針3】関係文化芸術に係る人材の育成	マネージャーやプロデューサーの育成よりもまず、各芸術分野に関わる職員の専門性の向上が第一である。宝山ホールやみやまコンセル、アートの森には教員ではなく、専門の学芸員等の雇用を求める。	<p>「第5章2(1)⑦文化施設の充実や地域における活動の場の充実」において、「各文化施設が、大学等の教育機関や研究機関と連携して共同研究や研修を行い、文化施設の機能を充実させるとともに、県民の行う文化芸術活動に対する支援を促進する」こととしております。</p> <p>宝山ホール及びみやまコンセルでは、自主公演等の主催公演の計画・実施及び学校や団体等との調整・連携を円滑に行う必要があることから、音楽等文化芸術に関する専門的知識、経験、人脈を有する人材を配置しております。</p> <p>また、霧島アートの森では、全国的にネットワークを持ち、様々な企画活動や美術教育活動を行える学芸員を配置しております。</p>
11	25	4 取り組むべき課題 課題⑤企画・運営・広報などを担える専門的人材の育成・活動支援	企画・運営・広報などを担える文化芸術プロデューサーについては、世界のトップランナーが鹿児島にゆかりのある方に担ってほしい。	<p>「第5章2(3)④企画・運営・広報などを担える文化芸術プロデューサーの育成・活動支援等」において、「文化芸術を通じて、社会や地域、他分野等とつながり、持続的に事業を企画・実施できるプロデューサーの育成・活動支援や人材情報の整備・提供等に努める」こととしております。</p> <p>県内にはそれぞれの文化芸術分野において企画・運営・広報など総合的なマネジメントができるプロデューサーのような人材は少ないと思われることから、まずは興味・関心を持つ方を増やすために、県内外問わず、いわゆる文化芸術プロデューサーとして活動されている方を知っていただけるよう、活動事例の紹介などから始めていきたいと考えております。</p>
12	26	1 目指すべき姿	目指すべき姿について、薫りは漂う「雰囲気」であり、土地にしっかり根付くものではないため、「文化が息づくふるさとかがしまの形成」に変更すべきである。	<p>「文化の薫り高いふるさとかがしま」という文言は、「鹿児島県文化芸術の振興に関する条例」の第2条に掲げられた基本理念を基に定めたものです。</p> <p>県としては、本計画においても、同条例の基本理念等を維持しつつ、社会情勢の変化や国・県の動向、第1期計画の検証結果から明らかになった課題を踏まえ、施策の展開を図ってまいりたいと考えております。</p>
13	26	基本理念 (2)文化芸術の振興に関する県民の自主性や創造性の尊重	昨今、芸術が観光や地域振興などに活用されがちで、芸術が目的化しているように感じるが、県民の自主性や創造性の尊重を基本理念に掲げることは素晴らしいと思う。	県民が主体的に創造活動に取り組めるよう、引き続き文化芸術の創造活動の促進に努めてまいります。
14	27	基本理念 (5)文化芸術に係る交流の積極的な推進	地理的にも交流が容易でない鹿児島において、内外の交流を促すことは必須と考えている。多様な文化芸術が混ざり合うことで触発されることも多い。ぜひ積極的に推進してほしい。	引き続き、国内外の多様な芸術分野との活発な交流を通して、県民の文化芸術活動の促進に努めてまいります。
15	29	基本方針 (4)文化芸術を通じた国内外との交流促進と情報発信	アジア地域との国際交流の推進については、音楽だけでなく、デザイン・イラストレーション・現代アートなどのグラフィックについても交流が進むことを要望する。	<p>「第5章2(4)①文化芸術を通じた国内外との交流促進」において、「市町村や民間団体等による国内外との交流を一層促進するとともに、県内各地で文化芸術交流が推進されるよう努める」こととしております。</p> <p>なお、霧島アートの森では、霧島ロビープロジェクトとして、アジア作家を招聘し、アーティストが地域に一定期間滞在し公開制作や地域住民との交流を図るレジデンス事業や展示・ワークショップ等を行っております。</p> <p>引き続き、アジア地域を中心に、文化芸術を通じた国際交流の推進に努めてまいります。</p>

No	該当頁・箇所	御意見の概要	県の考え方
16	31 (1)文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実	カクイクス交流センターの勉強できる場所の居心地が悪いので、天文館図書館のような10代にとって落ち着いた場所にしてほしい。	カクイクス交流センターは、文化芸術に関する生涯学習や創造活動の成果の発表の場等のほか、各種イベントや会議、研修等、県民の皆様の交流の場として利用される多目的な施設となっております。 そのため、ホール等でイベントが開催される際など、1階や2階の共有スペースは、静かな環境で御利用いただけない場合もありますが、6階の情報サロンでは比較的静かな環境で自由に読書などができるスペースもありますので、御利用ください。 いただいた御意見は、今後、県民の皆様がより利用しやすい空間づくりを検討する際の参考にさせていただきます。
17	31 (1)文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実	・御楼門のライトアップの色（紫や赤など）を改善してほしい。 ・照国神社からメルヘン館前の通りは、景観に配慮した看板にしてほしい。 ・黎明館の雰囲気が悪くて入りづらい。	・御楼門のライトアップについては、色の組み合わせにより、季節ごとのイメージにあわせた色合いのライトアップを行っております。また、御楼門開門記念日（4/11）や県民の日（7/14）等に合わせた特別ライトアップ等も実施しております。季節ごと、時間ごとの色の変化につきましても、お楽しみいただきたいと考えております。 ・御指摘の地区に関しては、平成31年3月に鹿児島市により「歴史と文化の道地区景観計画」が策定されております。同計画では、建築物の色彩等について景観形成基準が定められており、景観に配慮した建築物等による街づくりが進んでいくと考えられます。御意見については、鹿児島市にも共有させていただきます。 ・歴史・美術センター黎明館の雰囲気に関しては、照明の改善など中長期的な補修計画の中で検討してまいります。引き続き、全ての県民が等しく文化芸術を享受できるよう、多様な利用者に対応した文化施設の環境整備に取り組むとともに、親しみやすい館の運営に努めてまいります。
18	31 (1)文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実 ①文化芸術の創造活動の促進	「文化芸術団体などが自律的・持続的に活動できるよう、（公財）鹿児島県文化振興財団など県民の多様な文化芸術活動を支援する団体等と連携しながら、」というところに、「アーツカウンシル鹿児島」の文言を入れ、「（公財）鹿児島県文化振興財団やアーツカウンシル鹿児島など」としてほしい。 アーツカウンシルは、中立・公正・独立性を有する組織として地域の文化芸術の伴走支援や相談窓口、人材育成、地域の課題解決など多岐にわたる活動をしており、（公財）鹿児島県文化振興財団が活動し難い部分の多くをフォローできると考える。	「第5章2(1)①文化芸術の創造活動の促進」において、「文化芸術団体等が自律的・持続的に活動できるよう、（公財）鹿児島県文化振興財団など県民の多様な文化芸術活動を支援する団体等と連携しながら、文化芸術団体等に対する支援の在り方について検討を進める」こととしております。 アーツカウンシルについては、その機能が様々である中で、本県の文化芸術の振興において具体的などのような機能が求められているか整理する必要があり、引き続き、文化芸術団体等に対する支援の在り方について検討を行ってまいります。
19	31 (1)文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実 ①文化芸術の創造活動の促進	クリエイターが、新人・中堅・ベテランそれぞれのステージで、鹿児島を拠点に活動し続ける支援（新人：コンテストなどのチャレンジの場の提供、中堅：県外や海外での活動支援、ベテラン：大きな展示会や交流の場の提供など）を要望する。	「第5章2(1)①文化芸術の創造活動の促進」において、「文化芸術を担うアーティストが地元で活躍できるよう、文化施設や企業等と連携しながら、活動の場の提供や各種助成制度の情報発信に努める」こととしております。 霧島アートの森では、これまで「霧島ロビープロジェクト」としてアジア作家や鹿児島県ゆかりの作家などを招聘し、アーティストが地域に一定期間滞在し公開制作や地域住民との交流を図るレジデンス事業や展示・ワークショップ等を行っております。 また、県においては、国内外での活躍を目指す若者が、コンテストや講習会への参加等により自身の技術向上を図る取組に対する支援を実施しております。 御意見については、本計画に基づく今後の施策の展開に際し、参考にさせていただきます。

No	該当頁・箇所	御意見の概要	県の考え方
20	31 (1)文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実 ①文化芸術の創造活動の促進	文化芸術団体への支援だけではなく、個人を対象とした支援を推進してほしい。(No9と重複)	<p>「第5章2(1)①文化芸術の創造活動の促進」において、「文化芸術を担うアーティストが地元で活躍できるよう、文化施設や企業等と連携しながら、活動の場の提供や各種助成制度の情報発信に努める」こととしております。</p> <p>これまで、県においては、国内外での活躍を目指す若者が、コンテストや講習会への参加等により自身の技術向上を図る取組に対する支援を実施しております。</p> <p>また、(公財)鹿児島県文化振興財団においては、本県ゆかりの若手芸術家をアーティストバンクに登録し、コンクールや講習会等への参加費用の一部助成や財団施設の練習室の無料利用などを通じて、芸術・文化活動の支援を行っております。</p>
21	31 (1)文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実 ①文化芸術の創造活動の促進	「文化芸術団体等が自律的・持続的に活動できるよう、県民の多様な文化芸術活動を支援する団体等と連携しながら、文化芸術団体等に対する支援の在り方について検討」に、個人を追加してほしい。(概要版も同様) (No9と重複)	<p>「第5章2(1)①文化芸術の創造活動の促進」において、「文化芸術を担うアーティストが地元で活躍できるよう、文化施設や企業等と連携しながら、活動の場の提供や各種助成制度の情報発信に努める」こととしております。</p> <p>これまで、県においては、国内外での活躍を目指す若者が、コンテストや講習会への参加等により自身の技術向上を図る取組に対する支援を実施しております。</p> <p>また、(公財)鹿児島県文化振興財団においては、本県ゆかりの若手芸術家をアーティストバンクに登録し、コンクールや講習会等への参加費用の一部助成や財団施設の練習室の無料利用などを通じて、芸術・文化活動の支援を行っております。</p>
22	31 (1)文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実 ①文化芸術の創造活動の促進	<p>国の施策では、博物館行政の充実と文化芸術振興拠点の整備・充実が記載されていることから、登録博物館とされた黎明館における基本方針づくりが必要だと考える。</p> <p>さらにこれを発展させた総合的な文化芸術振興拠点施設としての県立美術館の設立を要望する。(No5と重複)</p>	<p>「第5章2(1)⑦文化施設の充実や地域における活動の場の充実」において、「各文化施設が、大学等の教育機関や研究機関と連携して共同研究や研修を行い、文化施設の機能を充実させるとともに、県民の行う文化芸術活動に対する支援を促進する」こととしております。</p> <p>歴史・美術センター黎明館は、令和7年3月に博物館法による登録博物館として登録を受けたことを踏まえ、「博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施」に関する基本的運営方針の策定について検討しております。</p> <p>県立美術館の設立について、県においては、これまで、歴史・美術センター黎明館において、郷土出身の画家の作品をはじめ、美術工芸品の収集・展示を行うとともに、霧島アートの森や田中一村記念美術館を整備しております。</p> <p>県内には、公立美術館が県立の2館を含め5館、私立の美術館が9館あり、それぞれ特色のある展示を行っております。</p> <p>美術館については、その果たすべき役割や持つべき機能について検討しながら、既存施設における魅力的な企画や展示内容の充実等を図り、県民の鑑賞機会の充実や観光資源としての魅力向上に努めてまいりたいと考えております。</p>

No	該当頁・箇所		御意見の概要	県の考え方
23	31	(1)文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実 ①文化芸術の創造活動の促進	伝統建築を含めた建築文化が注目されており、地域への直接的波及効果は非常に大きいことから、建築文化の維持、推進に対する具体的な施策を明記すべきではないか。	「第5章2(2)①地域文化の発掘と保存及び公開等」において、「ユネスコや国、県、市町村の指定等を受けた有形、無形の文化財や人々の暮らしに根ざした多様な生活文化などの地域文化を県民共通の財産として継承していくため、発掘や保存を進めるとともに、地域文化に対する関心を高め、そのよさを再認識できるように、広報や公開を行うなど、県民への周知を図る」こととしており、引き続き文化財の調査、指定等の推進に取り組んでまいります。
24	32	(1)文化芸術の創造活動の促進と鑑賞 ②鑑賞機会の充実	鹿児島市にはレベルの高い作品の展示や地元作家の展示する場所や子どもたちが一流の作品を鑑賞できる場所が少ない。地域の格差を無くすために、文化芸術を身近に体感できる大きな美術館を希望する。(No5と重複)	県においては、これまで、歴史・美術センター黎明館において、郷土出身の画家の作品をはじめ、美術工芸品の収集・展示を行うとともに、霧島アートの森や田中一村記念美術館を整備しております。 県内には、公立美術館が県立の2館を含め5館、私立の美術館が9館あり、それぞれ特色のある展示を行っております。 美術館については、その果たすべき役割や持つべき機能について検討しながら、既存施設における魅力的な企画や展示内容の充実等を図り、県民の鑑賞機会の充実や観光資源としての魅力向上に努めてまいりたいと考えております。
25	32	(1)文化芸術の創造活動の促進と鑑賞 ②鑑賞機会の充実	鹿児島県にはいまだに県立美術館や芸術系の大学がない。芸術系大学で履修した学芸員を配置して、他の美術館からの巡回展を積極的に開催してほしい。(No5と重複)(No10と重複)	県においては、これまで、歴史・美術センター黎明館において、郷土出身の画家の作品をはじめ、美術工芸品の収集・展示を行うとともに、霧島アートの森や田中一村記念美術館を整備しております。 県内には、公立美術館が県立の2館を含め5館、私立の美術館が9館あり、それぞれ特色のある展示を行っております。 美術館については、その果たすべき役割や持つべき機能について検討しながら、既存施設における魅力的な企画や展示内容の充実等を図り、県民の鑑賞機会の充実や観光資源としての魅力向上に努めてまいりたいと考えております。  また、「第5章2(1)⑦文化施設の充実や地域における活動の場の充実」において、「各文化施設が、大学等の教育機関や研究機関と連携して共同研究や研修を行い、文化施設の機能を充実させるとともに、県民の行う文化芸術活動に対する支援を促進する」こととしております。 歴史・美術センター黎明館や霧島アートの森では、全国的にネットワークを持ち、様々な企画活動や美術教育活動を行える学芸員を配置しております。 今後とも専門研修の受講を促進するなど人材育成に取り組んでまいります。

No	該当頁・箇所	御意見の概要	県の考え方
26	32 (1)文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実 ②鑑賞機会の充実	他県と比べて美術、特に現代アートの体験格差が顕著である。収入に関わらず、様々な表現を見る機会や、実験できる機会、対話できる機会、新たなものと出会う機会をつくってほしい。	<p>「第5章2(1)②鑑賞機会の充実」において、「子どもや働き盛りの年代、子育て世代、障害者、高齢者、県在住外国人など、それぞれの年代や特性に応じて文化芸術に接する機会が確保されるよう努める」こととしております。</p> <p>霧島アートの森においては、県内の図工・美術に携わる経験や実績が豊富な講師を招き、創作体験活動を通して現代アートへの理解と関心を深めるワークショップを開催しております。</p> <p>また、各市町村において地域の特性に応じた芸術祭が開催されているほか、県内の公立美術館や私立の美術館において、それぞれ特色のある展示やワークショップ等を実施しております。</p> <p>御意見については、本計画に基づく今後の施策の展開に際し、参考にさせていただきます。</p>
27	32 (1)文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実 ②鑑賞機会の充実	県立の文化施設（黎明館、アートの森、上野原縄文の森）の入館料は無料にしてほしい（特に高校生以下）。	<p>「第5章2(1)②鑑賞機会の充実」において、「子どもや働き盛りの年代、子育て世代、障害者、高齢者、県在住外国人など、それぞれの年代や特性に応じて文化芸術に接する機会が確保されるよう努める」こととしております。</p> <p>歴史・美術センター黎明館や霧島アートの森、上野原縄文の森においては、県内の小・中・高校生の入場料が無料（土・日・祝）となる「子どもの入館料等無料化事業」を実施しております。</p> <p>また、同施設に教育課程等に基づく学習活動（遠足、修学旅行等）として入館する場合は、入館料を免除しております。</p> <p>さらに、県民の日（7/14）や文化の日（11/3）には、年齢問わず入館料を無料化しています。</p> <p>引き続き、これらの制度の周知を図りながら、県内の小・中・高校生による文化施設の利用促進に努めてまいります。</p>
28	32 (1)文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実 ②鑑賞機会の充実	子どもたちが無料で文化芸術を鑑賞できる機会（青少年のための芸術鑑賞事業）が、以前よりも減少しているのは残念。 自主文化事業で開催されるコンサートで空席が生じそうな場合は、希望する高校生以下は無料で鑑賞できるなどの仕組みをつくってほしい。	<p>「青少年のための芸術鑑賞事業」については、毎年9公演を継続して実施しております。</p> <p>本事業のほか、文化庁等の事業において、子どもたちへの文化芸術の鑑賞等の機会を提供しており、これらの事業とのバランスを見ながら、離島を含め市町村の偏りが無いよう派遣する学校を選定しております。</p> <p>宝山ホールでは、県内の企業・団体に協賛をいただき、宝山ホールの自主文化事業公演に、県内の小学生から高校生までの子どもたちを無料招待する取組（アップルシート）を行っております。また、25歳以下の方を対象に料金を一般の半額以下に設定し、若年層が鑑賞しやすい環境づくりに取り組んでおります。</p> <p>みやまコンセールでは、無料公演を開催し、多くの若年層に会場にいらしているほか、有料公演では学生料金を一般の半額以下に設定し、若年層が鑑賞しやすい環境づくりに取り組んでおります。</p>

No	該当頁・箇所	御意見の概要	県の考え方
29	32 (1)文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実 ③障害者の文化芸術活動の促進	障害児者及びその家族が生文化芸術に日常的に触れることができるよう、会場のバリアフリー化や移動支援サービスの活用、ストリートライブの開催などを検討してほしい。	<p>「第5章2(1)③障害者の文化芸術活動の促進」において、「障害者が文化芸術を鑑賞したり、創造したりする活動に、参加しやすい環境の整備を促進」することとしております。</p> <p>文化施設においては、利用者の声も踏まえ、手すりの設置や身体障害者駐車場などを設置し、環境整備に努めております。</p> <p>また、障害者の文化芸術活動を支援するため、県障害者自立交流センターにおいて、手芸・陶芸などの文化教室を開催するとともに、県障害者芸術文化活動支援センターにおいて、文化芸術活動に関する相談支援や発表の機会の確保等に取り組んでおります。</p> <p>今後とも、離島を含めた県内全域において、文化芸術活動を支援する人材の育成や関係者のネットワークづくり、芸術文化活動の情報発信や、多様な利用者に対応した文化施設の環境整備に取り組み、障害者の文化芸術活動を支援してまいります。</p>
30	33 (1)文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実 ⑤子どもや子育て中の保護者の文化芸術活動の促進	乳幼児期の舞台鑑賞を市町村単位で実施してほしい。また、年一回は舞台鑑賞の機会を保障してほしい。	<p>「第5章2(1)⑤子どもや子育て中の保護者の文化芸術活動の促進」において、「子どもたちの文化芸術への興味・関心を高め、生涯にわたって文化芸術を親しむきっかけとなるよう、文化芸術に直に接し、体験できる機会を多くもてる環境づくりに努める」こととしております。</p> <p>宝山ホール及びみやまコンセルの自主文化事業においては、0歳から入場できるコンサートの開催をはじめ、様々な取組を通じて子どもや親子が文化芸術に触れられる環境づくりに努めております。</p> <p>今後とも、子どもや働き盛りの世代、子育て世代など、それぞれの年代や特性に応じて文化芸術に接する機会が確保されるよう努めてまいります。</p>
31	33 (1)文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実 ⑤子どもや子育て中の保護者の文化芸術活動の促進	子育て支援センターで演劇やアートのイベントを開催してほしい。 また、市内の文化施設で魅力的で安価な展示会を開催してほしい。	<p>御意見については、子育て支援センターを所管する市町村に共有させていただきますとともに、本計画に基づく今後の施策の展開に際し、参考にさせていただきます。</p> <p>今後とも、歴史・美術センター黎明館や霧島アートの森において、魅力的な企画や展示内容の充実等を図ってまいります。</p>
32	34 (1)文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実 ⑦文化施設の充実や地域における活動の場の充実	高等教育機関かつ人文教育の整っている他都道府県大学との連携や協定についても検討してほしい。	本県の文化芸術に関する施策の推進に当たっては、県民、県や市町村、教育機関、民間企業、文化芸術団体等がともに連携・協力し、社会全体で文化芸術の振興に取り組むこととしております。
33	34 (1)文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実 ⑦文化施設の充実や地域における活動の場の充実	霧島アートの森の売店は品揃えが少ない。鹿児島島の工芸品を置くなど、魅力的な売店にしてほしい。	<p>霧島アートの森の売店については、公募により選ばれた事業者が運営しております。</p> <p>御意見については、事業者にも共有させていただきます。</p>

No	該当頁・箇所	御意見の概要	県の考え方
34	34 (1)文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実 ⑦文化施設の充実や地域における活動の場の充実	県内の文化施設の職員は教員ではなく、専門性を持った人材を採用してほしい。(No10と重複)	<p>「第5章2(1)⑦文化施設の充実や地域における活動の場の充実」において、「各文化施設が、大学等の教育機関や研究機関と連携して共同研究や研修を行い、文化施設の機能を充実させるとともに、県民の行う文化芸術活動に対する支援を促進する」こととしております。</p> <p>宝山ホール及びみやまコンセールでは、自主公演等の主催公演の計画・実施及び学校や団体等との調整・連携を円滑に行う必要があることから、音楽等文化芸術に関する専門的知識、経験、人脈を有する人材を配置しております。</p> <p>また、歴史・美術センター黎明館や霧島アートの森では、全国的にネットワークを持ち、様々な企画活動や美術教育活動を行える学芸員を配置しております。</p>
35	34 (1)文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実 ⑦文化施設の充実や地域における活動の場の充実	<p>県内の文化施設はハード・ソフトともに不足しており、専門人材の確保・育成や予算充実が不可欠である。(No10と重複)</p> <p>特に鹿児島市に、デザインや現代アートを扱う小規模でも質の高い展示施設が必要だと感じる。</p>	<p>「第5章2(1)⑦文化施設の充実や地域における活動の場の充実」において、「各文化施設が、大学等の教育機関や研究機関と連携して共同研究や研修を行い、文化施設の機能を充実させるとともに、県民の行う文化芸術活動に対する支援を促進する」こととしております。</p> <p>宝山ホール及びみやまコンセールでは、自主公演等の主催公演の計画・実施及び学校や団体等との調整・連携を円滑に行う必要があることから、音楽等文化芸術に関する専門的知識、経験、人脈を有する人材を配置しております。</p> <p>また、歴史・美術センター黎明館や霧島アートの森では、全国的にネットワークを持ち、様々な企画活動や美術教育活動を行える学芸員を配置しております。</p> <p>なお、歴史・美術センター黎明館をはじめとした公立施設のほか、民間施設においても展示室の貸出しを行っております。</p> <p>また、県内には公立美術館が県立の2館を含め5館、私立の美術館が9館あり、それぞれ特色のある展示を行っております。</p>
36	34 (1)文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実 ⑦文化施設の充実や地域における活動の場の充実	黎明館や霧島アートの森などの展示・企画については、専門性を持った人材を採用してほしい。学芸員が中心となって担う運営体制、専門性を有する学芸員を長期的に育成・配置する体制の検討を要望する。(No10と重複)	<p>「第5章2(1)⑦文化施設の充実や地域における活動の場の充実」において、「各文化施設が、大学等の教育機関や研究機関と連携して共同研究や研修を行い、文化施設の機能を充実させるとともに、県民の行う文化芸術活動に対する支援を促進する」こととしております。</p> <p>歴史・美術センター黎明館や霧島アートの森では、全国的にネットワークを持ち、様々な企画活動や美術教育活動を行える学芸員を配置しております。</p>
37	36 (2)地域文化の継承、発展と地域づくりへの活用	予測が困難な現代社会においては、経済や医療福祉関係者における文化芸術の活用が期待される。経済や医療福祉関係者と文化芸術活動の現状について情報共有・交流をしてほしい。	<p>少子高齢化やグローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化政策の展開が一層重要になっているものと認識しております。</p> <p>施策を展開していくに当たっては、それぞれの施策が各関連分野における施策と有機的な連携が図られるよう努めてまいります。</p>

No	該当頁・箇所	御意見の概要	県の考え方
38	36 (2)地域文化の継承、発展と地域づくりへの活用 ①地域文化の発掘と保存及び公開等	近現代の建築の保存と活用について、鹿児島城周辺についてしか触れられていないが、県内の有形・無形文化財全体についての調査や星付けで、保存の優先度を決めたり、専門家との議論を深める必要がある。	「第5章2(2)①地域文化の発掘と保存及び公開等」において、「ユネスコや国、県、市町村の指定等を受けた有形、無形の文化財や人々の暮らしに根ざした多様な生活文化などの地域文化を県民共通の財産として継承していくため、発掘や保存を進める」こととしており、引き続き文化財の調査、指定等の推進に取り組んでまいります。 なお、実施にあたっては、文化庁や県文化財保護審議会委員等の意見を聴きながら、調査検討等を行うこととしております。
39	36 (2)地域文化の継承、発展と地域づくりへの活用 ②伝統文化の継承	地域の伝統芸能に子どもを参加させたい一方で、指導者の性別役割意識による言動が子どもを傷つけないか不安である。 指導者への人権・ハラスメント研修を実施してほしい。	御意見を踏まえ、第4章 基本理念(4)「文化芸術活動を行う場や機会の充実及び環境整備」に以下のとおり下線部分を追加しました。 「年齢や性別、障害の有無、国籍、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、全ての県民が、一人一人の興味・関心に応じて、生涯にわたって文化芸術活動に参加できるような環境づくりに取り組むことが大切です。」 同様に基本方針(1)「文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実」にも以下のとおり下線部分を追加しました。 「全ての県民が、年齢や性別、障害の有無、国籍、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、生涯にわたって継続的に文化芸術を創造し、享受することができるよう、県民の創造活動への支援や環境整備に努めます。」  県においては、地域におけるジェンダー平等を推進するため、地域住民を対象とした講座や啓発イベントを開催しております。 また、人権教育・啓発を推進するため、団体、学校、企業等が主催する研修会等に講師を派遣しております。 今後とも、これらの講座や制度について周知を図ってまいります。
40	36 (2)地域文化の継承、発展と地域づくりへの活用 ②伝統文化の継承	地域の伝統芸能は担い手不足や地域住民の意向により、多くが存続の危機にあると思われることから、映像アーカイブ化など記録を残すことも必要ではないか。 また、道具や材料などの確保にも課題が生じている。	「第5章2(2)③所蔵品等のデジタル・アーカイブ化」において、「文化芸術の保存・継承・発展を図り、コンテンツの利活用や情報発信を進めるため、デジタル・アーカイブ化を推進する」こととしております。 なお、(公財)県文化振興財団において、伝統文化の担い手の育成・確保に取り組む活動、衣装・道具の購入や修理に対する支援を実施しております。
41	37 (2)地域文化の継承、発展と地域づくりへの活用 ③所蔵品等のデジタル・アーカイブ化	各文化施設の所蔵品等のデジタル・アーカイブ化を早急に実現していただきたい。	「第5章2(2)③所蔵品等のデジタル・アーカイブ化」において、「県内の美術館・博物館の収蔵品のデータベース化を推進し、施設間での収蔵品の有効活用を図り、鑑賞機会の創出を促進する」こととしております。 県内の美術館の収蔵品については、現在、歴史・美術センター黎明館が中心となって、県内の公立・民間の美術館に協力を呼びかけ、参加意向のあった施設でデータベース化の作業が行われております。 これらのデータについては、作品の相互貸借や、施設が連携した企画展の開催などによって、県内の美術作品の有効活用が図られるよう、引き続き、各施設と連携して、データベース化を着実に進めてまいります。

No	該当頁・箇所	御意見の概要	県の考え方
42	37 (2)地域文化の継承、発展と地域づくりへの活用 (4)観光振興、地域づくり等への活用	年配の男性がリーダーに選ばれ、それを女性が支えるようなイベントや地域づくりではなく、若い女性が希望を持てるようなイベントにしてほしい。	御意見を踏まえ、第4章 基本理念(4)「文化芸術活動を行う場や機会の充実及び環境整備」に以下のとおり下線部分を追加しました。 「年齢や性別、障害の有無、国籍、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、全ての県民が、一人一人の興味・関心に応じて、生涯にわたって文化芸術活動に参加できるような環境づくりに取り組むことが大切です。」 同様に基本方針(1)「文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実」にも以下のとおり下線部分を追加しました。 「全ての県民が、年齢や性別、障害の有無、国籍、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、生涯にわたって継続的に文化芸術を創造し、享受することができるよう、県民の創造活動への支援や環境整備に努めます。」  県においては、地域におけるジェンダー平等を推進するため、地域住民を対象とした講座や啓発イベントを開催しております。 今後とも、これらの講座等について周知を図ってまいります。 御意見については、本計画に基づく今後の施策の展開に際し、参考にさせていただきます。
43	39 (3)文化芸術に係る人材の育成	小中高校の美術教育において、美術館の見学やワークショップの時間を、鹿児島県独自に1・2コマ程度増やし、美術教育に対するアプローチを実施してほしい。	学校では、学校教育法施行規則に基づき、各教科等や学年ごとに授業時数を割り当てながら年間授業時数を定めております。その際、児童生徒・学校・地域の実態等を考慮し、教育課程全体のバランスを図りながら、学習指導要領に基づいて、美術を含む各教科や学校外での学習等の教育活動を適切に実施するための授業時数を具体的に定め、適切に配当しております。
44	39 (3)文化芸術に係る人材の育成	霧島国際音楽祭について、なぜ霧島で国際音楽祭を行うのかという明確な理念がHPのどこを見てもよく分からない。行政・運営者・県民で共有しなければ県民の誇りにはならず、県民を中心とした地元人の支えがなければ、音楽祭は形骸化してしまう。また、高い専門性を持つプロの芸術マネジメントが必要である。	霧島国際音楽祭は、「志があっても留学できない学生のために、優れた音楽家による教育と音楽会を聴ける機会をつくる」ことを目的に、ゲルハルト・ボッセ氏が夏の霧島高原での音楽祭・講習会を提唱され、世界の才能と地元の有志による音楽祭・講習会としてスタートしました。 現在では、国内外から、多くの著名な音楽家や受講生が霧島に集い、国際交流や地元の方々と交流を通して、地域の活性化にもつながっております。 今後とも、共同主催者である(公財)ジェスク音楽文化振興会及び(公財)鹿児島県文化振興財団とともに、それぞれの役割を果たしつつ、地域住民と連携を図りながら、地元で愛される音楽祭として運営できるよう努めてまいります。
45	39 (3)文化芸術に係る人材の育成 ①講習会、ワークショップの開催など研修の場の提供	講習会やワークショップは短期型に加え、中長期的なプロジェクトも検討の余地がある。また、日常的に創造活動に触れられる公共の場が重要である。このような継続性と開放性を備えた取組を検討してほしい。	霧島アートの森では、霧島ロビープロジェクトとして、アジア作家を招聘し、アーティストが地域に一定期間滞在し公開制作や地域住民との交流を図るレジデンス事業や展示・ワークショップ等を行っております。 また、みやまコンセルンにおいては、一般県民や児童生徒、音楽指導者を対象としてスキルアップを図るみやま音楽アカデミー、ワークショップ、指導者派遣事業を実施しております。 御意見については、本計画に基づく今後の施策の展開に際し、参考にさせていただきます。

No	該当頁・箇所		御意見の概要	県の考え方
46	39・40	(3)文化芸術に係る人材の育成 ①講習会、ワークショップの開催など研修の場の提供 ④企画・運営・広報などを担える文化芸術プロデューサーの育成・活動支援等	一日限りで終わる講演会やワークショップではなく、第一線で活躍するアーティストやアートマネージャーが関わる長期プロジェクト型事業など、実践を重ねる取組を実施してほしい。(No45と重複)	霧島アートの森では、霧島ロビープロジェクトとして、アジア作家を招聘し、アーティストが地域に一定期間滞在し公開制作や地域住民との交流を図るレジデンス事業や展示・ワークショップ等を行っております。 また、みやまコンセルにおいては、一般県民や児童生徒、音楽指導者を対象としてスキルアップを図るみやま音楽アカデミー、ワークショップ、指導者派遣事業を実施しております。 御意見については、本計画に基づく今後の施策の展開に際し、参考にさせていただきます。
47	40	(3)文化芸術に係る人材の育成 ③文化ボランティアの育成	他県の芸術劇場のように劇場ボランティアが劇場運営に関われるよう県内でも取り組んでほしい。	「第5章2(3)③文化ボランティアの育成」において、「文化ボランティア活動に対する参加意欲をもつ人々が、興味・関心に応じて、文化ボランティア活動に取り組めるよう、情報提供を行うとともに、各種文化事業への活用を図る」こととしております。 宝山ホールでは、県民が作り上げる開かれた文化施設としてのイメージの向上を図ることや広報体制の強化を図ることを目的として、公演及び広報ボランティアスタッフを活用しております。
48	40	(3)文化芸術に係る人材の育成 ⑤文化芸術振興のための顕彰の促進	県美展、南日本美術展、南日本ジュニア展などは、審査員等が固定化されている。多様な審査員が行う公平な審査による顕彰の促進をお願いしたい。	作品の審査に当たっては、各主催団体において審査の公平性や専門性を踏まえ、美術展の趣旨に即した人選を行っているものと考えております。
49	41	(4)文化芸術を通じた国内外との交流促進と情報発信 ②文化芸術に関する情報の整備・発信	霧島国際音楽祭以外に情報発信のもとになる情報はないのではないかと。 文化芸術団体等が各々活動していればよいという立場をとるのであれば、県内の団体・個人が毎年どのような活動をどのくらいの頻度で行っているかデータを把握すべきだと思う。	令和8年3月から運用する文化芸術情報発信サイトにおいては、行政が実施するイベントに加え、文化芸術団体等から提供いただいた情報を広く掲載することとしております。併せて、文化芸術団体・個人の活動内容に関する情報も掲載することとしております。 また、文化芸術団体に対しては、活動分野や練習と発表の頻度などのアンケート調査を行っており、本計画の巻末に添付しております。 今後とも、県内の文化芸術活動が活発に行われるよう、文化芸術情報発信の充実に努めてまいります。
50	43	1 推進体制	文化芸術（アーツ）カウンシルの設立を織り込むことを要望する。(No18と重複)	「第5章2(1)①文化芸術の創造活動の促進」において、「文化芸術団体等が自律的・持続的に活動できるよう、(公財)鹿児島県文化振興財団など県民の多様な文化芸術活動を支援する団体等と連携しながら、文化芸術団体等に対する支援の在り方について検討を進める」こととしております。 アーツカウンシルについては、その機能が様々である中で、本県の文化芸術の振興において具体的にどのような機能が求められているか整理する必要があり、引き続き、文化芸術団体等に対する支援の在り方について検討を行ってまいります。

No	該当頁・箇所	御意見の概要	県の考え方
51	その他	<p>他県のアーツカウンシルでは文化芸術に携わるアーティストやコーディネーターなどが報酬や権利、ハラスメント等について相談できたり、学ぶ講座が開催されている。</p> <p>県内でも人権について学ぶ機会やハラスメント等の相談窓口をつくってほしい。(No39と重複)</p>	<p>県においては、地域におけるジェンダー平等を推進するため、地域住民を対象とした講座や啓発イベントを開催しております。</p> <p>また、人権教育・啓発を推進するため、団体、学校、企業等が主宰する研修会等に講師を派遣しております。</p> <p>ハラスメント等が起きた場合は、国において、事業主や労働者等からの相談について、各都道府県労働局に総合労働相談コーナーを設け、解雇、賃金の引下げ、募集・採用、ハラスメントなど、あらゆる分野の労働問題について、専門の相談員が対応しております。</p> <p>そのほか、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備することを目的としたフリーランス・事業者間取引適正化等法が令和6年11月に施行されたことに伴い、全国の公正取引委員会事務総局や日本弁護士連合会に、契約等に関する相談窓口を設けるなど、取引の適正化や就業環境の整備が推進されております。</p> <p>県においては、ハラスメント等が起きた場合は、庁内に労働相談窓口を設置し、経営者や労働者からの働く上でのさまざまな疑問やトラブル等に関する労働相談に対して、社会保険労務士が助言を行っております。</p> <p>今後とも、これらの制度・相談窓口等について周知を図ってまいります。</p> <p>また、御意見を踏まえ、第4章 基本理念(4)「文化芸術活動を行う場や機会の充実及び環境整備」に以下のとおり下線部分を追加しました。</p> <p>「年齢や性別、障害の有無、国籍、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、全ての県民が、一人一人の興味・関心に応じて、生涯にわたって文化芸術活動に参加できるような環境づくりに取り組むことが大切です。」</p> <p>同様に基本方針(1)「文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実」にも以下のとおり下線部分を追加しました。</p> <p>「全ての県民が、年齢や性別、障害の有無、国籍、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、生涯にわたって継続的に文化芸術を創造し、享受することができるよう、県民の創造活動への支援や環境整備に努めます。」</p>
52	その他	<p>第1期計画において実施した取組等を高く評価する。</p> <p>第2期計画においても、一般県民だけでなく、高齢者・子育て世代・障害者・外国人を含むすべての人々に文化芸術が開かれ、基本計画に基づいた施策が実行されることを願う。</p>	<p>引き続き、「文化の薫り高いふるさとかごしまの形成」の実現に向けて、各施策を展開してまいります。</p>

No	該当頁・箇所	御意見の概要	県の考え方
53	その他	地方にエンタメを根付かせるため、創り手が職業として成り立つ環境と、収益事業としての舞台公演であっても、子どもたちが舞台芸術に触れる機会を行政が後押しする仕組み（子どものチケット補助や学校単位での招待など）が必要である。	地方公共団体における補助金については、公共性又は公益性のある事業を対象としており、特定の事業者の利益を目的とした収益事業への活用は難しいと考えております。 なお、「第5章2(3)④企画・運営・広報などを担える文化芸術プロデューサーの育成・活動支援等」において、「文化芸術を通じて、社会や地域、他分野等とつながり、持続的に事業を企画・実施できるプロデューサーの育成・活動支援や人材情報の整備・提供等に努める」こととしております。 また、「第5章2(1)⑤子どもや子育て中の保護者の文化芸術活動の促進」において、「子どもたちの文化芸術への興味・関心を高め、生涯にわたって文化芸術を親しむきっかけとなるよう、文化芸術に直に接し、体験できる機会を多くもてる環境づくりに努める」こととしております。
54	その他	本県は地理的条件により、作品や人の移動に他県以上の費用負担が生じ、展示規模や内容にも差が出ている。文化芸術の機会均等を実現する観点から、国による補填を要望するべきである。	「第5章2(1)①文化芸術の創造活動の促進」において、「文化芸術を担うアーティストが地元で活躍できるよう、文化施設や企業等と連携しながら、活動の場の提供や各種助成制度の情報発信に努める」こととしております。 アーティストや文化芸術団体の活動を支援するため、国や県をはじめ、企業や民間団体でも各種助成を行っております。 令和8年3月から運用する文化芸術情報発信サイトにおいても、各種助成制度の情報を掲載することとしております。
55	その他	食だけでなく文化芸術を「鹿児島ブランド」として世界へ発信・輸出する視点が不足している。	第4章 基本方針(4)において、「県民、県や市町村、民間企業や文化芸術団体等による文化芸術交流を促進し、かごしまの文化を国内外へ発信」することとしております。
56	その他	県立美術館の設立を要望する。(No5と重複)	県においては、これまで、歴史・美術センター黎明館において、郷土出身の画家の作品をはじめ、美術工芸品の収集・展示を行うとともに、霧島アートの森や田中一村記念美術館を整備しております。 県内には、公立美術館が県立の2館を含め5館、私立の美術館が9館あり、それぞれ特色のある展示を行っております。 美術館については、その果たすべき役割や持つべき機能について検討しながら、既存施設における魅力的な企画や展示内容の充実等を図り、県民の鑑賞機会の充実や観光資源としての魅力向上に努めてまいりたいと考えております。
57	その他	県立美術館の設立に本腰を入れるべき。県立美術館がない「ほぼ最後の」県だという事実、寂しさと虚しさを感じている。芸術文化拠点の美術館を核として、より質の高い、県の文化行政が推進されることで、より多くの人々を鹿児島に呼び込むことが可能ではないかと思う。(No5と重複)	県においては、これまで、歴史・美術センター黎明館において、郷土出身の画家の作品をはじめ、美術工芸品の収集・展示を行うとともに、霧島アートの森や田中一村記念美術館を整備しております。 県内には、公立美術館が県立の2館を含め5館、私立の美術館が9館あり、それぞれ特色のある展示を行っております。 美術館については、その果たすべき役割や持つべき機能について検討しながら、既存施設における魅力的な企画や展示内容の充実等を図り、県民の鑑賞機会の充実や観光資源としての魅力向上に努めてまいりたいと考えております。

No	該当頁・箇所	御意見の概要	県の考え方
58	その他	<p>施策は多く挙げられているものの、優先順位や段階的な進め方、県民がどう芸術に触れる社会を目指すのかという明確なビジョンが見えない。ペルソナ設定による施策の取捨選択などプロジェクト推進の整理が必要である。</p>	<p>本計画は、芸術、メディア芸術、伝統芸能等、文化芸術全般の振興を目的とした総合的な計画として策定しております。</p> <p>県文化芸術の振興に関する条例第2条に掲げられた8つの基本理念とそれに基づき定めた4つの基本方針を踏まえ、施策の方向性を示しております。</p> <p>県においては、毎年度計画に掲げる施策の取組状況や進捗状況を把握し、進行管理と評価を行い、有識者で構成する鹿児島県文化芸術振興審議会へ報告し、次年度以降の施策展開に向けた検討を行うこととしております。</p> <p>施策の推進に当たっては、今後の社会状況や県民ニーズを踏まえながら、各施策の具体化や重点化を図ってまいります。</p>
59	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等・ジェンダーイコリティの観点が必要に感じる。(No39と重複)</li> <li>・多種多様な指導や審査・選定における客観性と透明性と事後検証可能性の確保</li> <li>・霧島国際音楽祭マスタークラスの参加者の地元文化芸術行政に対する成果の披露を定期開催してほしい。</li> <li>・御楼門と橋の煌びやかなライトアップは歴史と景観の街にそぐわない。鹿児島市のライトアップ事業と色調を合わせてほしい。(No17と重複)</li> <li>・文化芸術分野の公的な雇用求人積極的に開放し、多種多様な表現者に就業機会の平等を整えてほしい。</li> </ul>	<p>御意見を踏まえ、第4章 基本理念(4)「文化芸術活動を行う場や機会の充実及び環境整備」に以下のとおり下線部分を追加しました。</p> <p>「年齢や性別、障害の有無、国籍、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、全ての県民が、一人一人の興味・関心に応じて、生涯にわたって文化芸術活動に参加できるような環境づくりに取り組むことが大切です。」</p> <p>同様に基本方針(1)「文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実」にも以下のとおり下線部分を追加しました。</p> <p>「全ての県民が、年齢や性別、障害の有無、国籍、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、生涯にわたって継続的に文化芸術を創造し、享受することができるよう、県民の創造活動への支援や環境整備に努めます。」</p> <p>御楼門のライトアップについては、色の組み合わせにより、季節ごとのイメージにあわせた色合いのライトアップを行っております。また、御楼門開門記念日(4/11)や県民の日(7/14)等に合わせた特別ライトアップ等も実施しております。季節ごと、時間ごとの色の変化につきましても、お楽しみいただきたいと考えております。</p> <p>そのほかの御意見については、本計画に基づく今後の施策の展開に際し、参考にさせていただきます。</p>
60	その他	<p>経済振興にもつながることから、地域企業が商品のパッケージや広告・看板等に地元のクリエイターを起用しやすくする取組みを実施してほしい。</p>	<p>第4章 基本理念(8)「観光、まちづくり等の関連分野との有機的な連携」において、産業等関連分野との連携による、文化の振興を起点とした消費活動の拡大や地域の活性化の実現を進めることとしております。</p> <p>なお、令和8年3月から運用する文化芸術情報発信サイトにおいて、県内で活動する文化芸術団体・個人の情報を掲載し、県内外へ広く情報発信することとしておりますので、サイトへの掲載を御検討いただき、PRに御活用いただきたいと思っております。</p>

No	該当頁・箇所	御意見の概要	県の考え方
61	その他	<p>離島への言及が少ない。自然豊かな離島出身のクリエイターの育成や、すで実績あるアーティストの移住先としての受け皿として離島の可能性は大きいと考える。移住対策などに関連して、離島での文化支援を要望する。</p>	<p>「第5章2(1)①文化芸術の創造活動の促進」において、「県民が身近なところで主体的に創造活動に取り組めるよう、文化芸術に関する生涯学習機会の充実や、優れた文化芸術に触れる機会の創出、創造活動の成果を発表できる場の提供などに努める」こととしております。</p> <p>本県においては、ほこらしや奄美音楽祭の開催などにより、地域文化の継承や地域文化を生かした地域の活性化に取り組むとともに、奄美パークにおいて奄美の文化に触れる機会を提供しております。</p> <p>また、国や県において、離島に限らず文化芸術活動に対する支援を実施しております。</p> <p>引き続き、居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備を図ってまいります。</p>